

## アメリカにおける人権思想と第一回大陸会議

The Thought of Human Rights and the First Continental Congress in the United States of America

丹 羽 巖\*

Iwaho NIWA

## 問題意識

アメリカ合衆国 (The United States of America) は日本にとって、決して遠い国ではない。幕末の志士「坂本龍馬」もアメリカの事情を知っておどろいた。1854年頃、坂本龍馬はアメリカの事情を画家の河田小龍から聞いたといわれている。河田はアメリカから帰ってきた漁師の万次郎からアメリカの事情を知ったのである<sup>(1)</sup>。

明治政府も憲法草案を作成するのに、アメリカ人を雇い入れたという事実がある。アメリカ革命より約100年のちの幕末から明治にかけて、アメリカ革命の思想が日本に影響があったということはおもしろいと思う<sup>(2)</sup>。

広く知れわたっていることではあるが、現行憲法——日本国憲法——の草案はアメリカ人のつくったものである<sup>(3)</sup>。そんなアメリカの民主主義の成立過程の一端をかいま見ることに興味をおぼえる。

## 1 はじめに

アメリカは1774年9月に第一回大陸会議 (The First Continental Congress) をフィラデ

ルフィア (Philadelphia) で開催した。このときアメリカは「革命」と呼ぶべき段階に達したと考えられる。その第一回大陸会議に視点を合わせて考察してみようと思う<sup>(4)</sup>。

1776年7月、アメリカは独立宣言 (The Declaration of Independence) を発表した。すなわち、植民地アメリカがイギリスから独立したのである。そこで注意すべきことは、アメリカの独立が完全に達成されるまでに、かなり時間がかかった。1775年始まった独立戦争は1783年のパリ (Paris) における講和会議で終結した。

「イギリス政府も早期単独講和を求め、講和使節として派遣されたフランクリン、J. アダムズなどとパリにおいてひそかに交渉、82年11月予備条約がまとまり、83年9月最終条約がパリにおいて調印された。」このように、独立戦争が勃発してから講和まで約8年の歳月を要したことになる<sup>(5)</sup>。

アメリカ植民地人がイギリス本国に対して不満をもって、結果的に独立したのである。その独立を完成させるまでには、いくつかの節目があった。その節目のなかでも大きな節目は第一回大陸会議である<sup>(6)</sup>。

当時のアメリカ植民地は13邦 (states以下州という) があった。そのなかでジョージア (Georgia) 州を除く12州が第一回大陸会議に代表をおくった。ジョージア州だけが何故、代表

\* 社会系列—法学

Department of Liberal Arts and Sciences—Law

者をおくらなかったという素朴な疑問を感じないわけにはいかない。この理由は13の植民地のなかで、ジョージア州は最後に設立されたものであった。それ故にイギリス本国の保護が必要であった。財政的にもイギリスから補助金を毎年受けていた。それに加えて人口も少なかった。他の植民地に比べて距離的にもかなり離れていたことがあげられる。当時は敵と考えていた力のあるインディアン (Indian) の襲撃もたえられなかった程である。南にはイギリス軍がいるフロリダ (Florida) があった。このような状況から、ジョージア州はイギリスからの思想的影響が優勢であった。そのようなわけで革命運動もなかなか困難であったのである<sup>(7)</sup>。

アメリカ植民地全部で13州あった。その13州のうちジョージア州が欠けていたとはいえ、第一回大陸会議はアメリカ植民地が共同歩調をとって、イギリスに対抗したという点は非常に大きな意義があった<sup>(8)</sup>。

実際に共同歩調をとったのであるが、そのアメリカ植民地が共同歩調をとらなければならない理由が存在していた。その理由についてはすでに他の機会にもふれた。しかし、ここでも少しふれることにする。その直接の動機は1773年12月のボストン茶会事件 (Boston Tea Party) に対する、ボストン港閉鎖をはじめとするイギリス政府の制裁的政策にあった。アメリカ植民地人はイギリス政府の態度にはもう我慢がならなかったのである<sup>(9)</sup>。

第一回大陸会議のとき、植民地アメリカ人の腹からの叫び声をあげている。その気持ちが文書で公表されて現在まで伝えられている。その文書とは「宣言と決議」(Declaration and Resolves of the Continental Congress, October 17, 1774)である。この「宣言と決議」を作成したアメリカ植民地の代表者は56 (55?) 名であった。かれらは、そこで、激しい討論の末一つの結論を出したのである。この56 (55?) 名の代表者のなかには、のちのアメリカ革命の有力なメンバー (member) が多数含まれていた。例えばサミュエル・アダムス (S. Adams)、シャー

マン (Sherman) といった人達であった<sup>(10)</sup>。

ここでわれわれがもっとも注意を必要とすることとは、第一回大陸会議に出席した代表者達の政治的思想である。すなわち、各アメリカ植民地の代表者は必ずしも同一ではなかった。かれらの政治思想を分析してみると、その当時のアメリカ植民地人の政治思想がみえてくるのである。アメリカ植民地人の政治思想が解明できれば、アメリカ革命が、普通にいう「社会革命」であるかどうかもつかむこともできるのである。結論からいえば、アメリカ独立革命は、いわゆる普通でいう「社会革命」である。社会革命というのは、歴史の発展にともない、社会構造の変革が必要となる。このため、古い国家権力をにぎっていた階級に代わって、新しい階級が権力をにぎることをいう。

そこで、第一回大陸会議の代表者達の政治思想に注目してみよう。この代表者たちの思想は対立があった。ジョン・アダムス (J. Adams) の見解によれば、大きく分けて「三分の一は王党派、他の三分の一は愛国派、残りは中間的な人々であった」といわれている。そのようななかで第一回大陸会議は「王党派ないし穏健派と急進派」とに分かれて対立抗争をくりひろげていた<sup>(11)</sup>。しかし、結果的には急進派のペース (pace) で会議は進められてゆくのである。

第一回大陸会議の代表者たちの思想的な対立は、当然のように当時の植民地アメリカの人々の政治思想を反映していたと思われる。この小論では第一回大陸会議に中心に論をすすめてゆきたい。

## 2 第一回大陸会議

第一回大陸会議が1774年9月に開催された、その開催の理由はイギリス人とアメリカ植民地の避けることのできないほどの対立があった。イギリスとアメリカ植民地との対立には歴史があった。しかし、この大陸会議の開催の直接の動機は1773年の茶法 (Tea Act) の制定にあったと思われる。

第一回大陸会議の開催の直接の理由となっ

た、いわゆる茶法についての事情を簡単にふれてみよう。『茶法』といわれる法律は、東インド会社の財政的破綻を救いアメリカ植民地への茶の密輸入をふせぐために制定された法律であって、それによって、東インド会社がイギリスにおいて所有していた膨大な貯蔵茶をみずからの船で輸送し、アメリカ植民地にみずからの倉庫をたて、同会社の選定する受託販売人を通じて、安い値段——以前の値段のおよそ半額——で植民地で直売する権利が独占的に同社に与えられた。このような事実は「要するに、イギリスは東インド会社がアメリカ植民地に茶を輸出するときに関税を支払う必要がないこととしたのである。一見、中間商人の搾取がなくなり、茶を安く買うことができる、消費者は歓迎すると思われた。」しかし、実際はそんなに簡単なものではなかった<sup>(12)</sup>。

茶法の実質的な意味は「東インド会社がアメリカ植民地の茶の取引権を独占したようなものであった。東インド会社はイギリス商人や外国の商人たち、さらにはアメリカの密輸入していた商人よりも安く茶を売ることができた。茶法が問題となったのはアメリカ植民地の密輸入業者や正規の業者の既得権益を侵したことであった。この法律はアメリカ植民地人には、あらゆる内外貿易の支配をイギリスがねらったものであると映ったのである。ここに独立革命の導火線ともなる反対闘争が発生するのである。反対闘争に参加した人々は正規の輸入業者と密輸業者ばかりではなく、一般の消費者も入っていた。消費者が入っていたのは、茶法はアメリカ植民地の『企業の自由』をイギリスが侵害すると思ったからであった<sup>(13)</sup>。」

アメリカ植民地人にしてみれば、茶法というのは自分達の代表者を送っていない、イギリス議会が制定した法律であるというわけである。そんな法律によって、イギリスの一特許会社に植民地貿易の一部を独占されるということに、どうしても我慢ならなかったのである。「1773年11月15日の『ペンシルヴァニア・クロニクル』紙上で、『アメリカに東インド会社の商館を開

催することは、イギリスのすべての大会社に同様な手段をとることを奨励することにはならないだろうか』と論じられている<sup>(14)</sup>。」

この茶法の制定によって、アメリカ植民地人は大変危惧の念をもった。その結果、「1770年以来分裂していた急進派勢力と貿易商人等の保守の有産者層との同盟関係が再び成立する条件が新しく生まれてくるのであって、そこに、統一的な対イギリス抗争運動は再びもりあがってくる<sup>(15)</sup>。」

茶法に対するアメリカ植民地人の最初の具体的な反イギリス闘争は茶会である。すなわち、茶会というのは「1773年11月に、東インド会社がボストン、ニューヨーク、フィラデルフィア、チャールストンの各港に茶を送ってくるという情報が伝わり、貿易商人達と提携した急進派指導者の手によって民衆大会が開かれ、茶の陸揚に反対する決議などがなされる。1773年12月16日の夜、ボストンにおいては、茶の陸揚強行を阻止するために一隊の人達が三隻の輸送船に乗り込み、茶を海中に投げこむという」事件がおきた。このことを世間一般に茶会というのである。この点については詳しく、すでに他の機会に論じてある<sup>(16)</sup>。

この茶会に対するイギリスの報復的政策が打ち出された。この懲罰的意図をもった報復的政策というのは「耐えがたい法」とか「強圧的な法」(Coercive Acts)というように呼ばれているものである。この「耐えがたい法」というのは、つぎの五つの法律である。ボストン港閉鎖法 (Boston Port Act)、マサチューセッツ統治法 (Massachusetts Government Act)、マサチューセッツ裁判法 (Act for Imperial Administration of Justice)、ケベック法 (Quebec Act)、屯営法 (Quartering Act)。これらの法律の内容についてはすでに他の機会にふれた<sup>(17)</sup>。

ここでは、ごく簡単にふれることとする。「ボストン港閉鎖法」は、ボストン市が東インド会社に対し、1万5,000ポンドの損害を賠償するまで同港を閉鎖するというのである。「マサチューセッツ統治法」は、マサチューセッツ

の特許状を修正したものであり、その修正によりマサチューセッツ政府の性格を一層イギリスに対して忠誠たらざるを得ないものにした。具体的には「マサチューセッツが反王領的植民地からより本国政府の統制がきく王領植民地に改められ、これまで植民地議会によって選ばれていた参議員を総督が直接任命できるようになり、また総督の同意なしにタウン・ミーティング（町集会）をひらくことを禁止するとか、これまでタウン・ミーティングによって選ばれていた陪審員を総督が任命することにするという改変がなされた。」この法律はイギリスがアメリカ植民地の人々が獲得していた自治をうばう目的があった。当時のアメリカ植民地人が自治をふみにじられて黙っているはずがなかった<sup>(18)</sup>。

「マサチューセッツ裁判法」というのは、イギリス法では裁判はその起きた事件について、その起きた土地で裁判するのが当然とされていた。それに反して、マサチューセッツでおきた重要犯罪はイギリス本国の裁判所かあるいは他の植民地の裁判所で裁判をおこなうというものであった。要するに総督の判断でマサチューセッツのなかでは公正な裁判が望めないというのであれば、マサチューセッツ以外のところに移して裁判してもよいのである<sup>(19)</sup>。

「ケベック法」というのは、「アメリカ植民地人の西部オハイオ地方等への進出が阻止されるとともに、新たに拡大されたクエベック（ケベック）領域内においてカトリックの信仰が認められ僧侶に十分の一税の徴収等が許されたため、新教徒の多い植民地人の間にこれが反感の対象となる」前者のオハイオ地方等への進出阻止ということは、アメリカ植民地人とすれば、西方へ西方へとゆくのが一つのあこがれであった。その移動ができないということは暴政に映ったのである。後者は信仰の自由と引換えに税を取るようなことを含めて統治を国王の代官に与えたことがアメリカ植民地人を怒らせたのである<sup>(20)</sup>。

屯営法というのは「マサチューセッツのみな

らず他の植民地も、駐屯するイギリス本国の軍隊のために宿舍の提供や補給が強制されることになった<sup>(21)</sup>。」

アメリカにおける第一回大陸会議はこのようなアメリカ植民地人にとっては耐えられない法がイギリス議会において制定された、その対策会議である。

要するに、「懲罰的な意図をもって制定された『抑圧的諸法』を強行するため、アメリカ駐屯軍総司令官トマス・ゲージ将軍がマサチューセッツ総督に任命され、彼を援けるため軍隊、軍艦が増強結集され、軍勢力を背景とする抑圧政策が具体化される事態に進んでくる。このような事態に対処するため、第一回大陸会議が」開催されることとなったのである<sup>(22)</sup>。

### 3 代表者の政治思想

第一回アメリカ大陸会議は当時のアメリカ植民地人の自主的な行動の結集で開催されたものである。その点を考えてみると、「ヴァージニア議会は、国王任命の総督の禁令にもかかわらず不規則ながら、依然会合しつづけてきていたが、同議会は、マサチューセッツの提唱に共鳴の意を表し、イギリス人の政策に抵抗する協同の努力に賛成の態度を明らかにした。このヴァージニアからの報告やその他諸方面からの報告に励まされ、マサチューセッツ議会は、サミュエル・アダムズの指導のもとに、一大決議を行った。その決議は、アメリカ人の諸権利の回復と対イギリス協調の回復とのために取るべき賢明適当な手段を評議し決定するためには大陸会議の開催が大いに適切であり、真に必要であるというのであった<sup>(23)</sup>。」

今述べたように大陸会議の必要性をマサチューセッツ州が提唱した。マサチューセッツ州といえば、当時としてはアメリカ植民地最大の州であった。人口を一つとってみても、各植民地を全部合計して過半数以上であった。その大国であるマサチューセッツ州が大陸会議を提唱し、代表者まで決定したのである。したがって、実際に開催される可能性が大いにあったの

である<sup>(24)</sup>。

第一回大陸会議はジョージア州を除く12の植民地の代表56 (55?) 名が集合して開催された。この出席者のなかには、G・ワシントン(George Washington)をはじめとする、サミュエル・アダムズ (Samuel Adams)、ジョン・アダムス (John Adams)、シャーマン (Roger Sherman)、ジェー (John Jay)、フィリップ・リヴィングストン (Philip Livingston)、ウィリアム・リヴィングストン (William Livingston)、ディッキンソン (John Dickinson)、ヘンリー (Patrick Henry)、ランドルフ (Peyton Randolph)、リー (Richard Henry Lee)、ペンドルトン (Edmund Pendleton)、ジョン・ラトレッジ (John Rutledge)、エドワード・ラトレッジ (Edward Rutledge)、ガズデン (Christopher Gadsden) などのアメリカ革命史上、有名な、大人物が多数含まれていた<sup>(25)</sup>。

この第一回大陸会議は「アメリカにおける最初の国家的立法団体としての会合であった。それはイギリスの法律または植民地特許状の中に与えられた権限に基づいたものではなく、さらにまた人民から特定の指示を受けた人たちによるものでもないから、もちろん憲法的な観念に基づき設定された政府とは言い得ない。いわば単なる地方的なものであって、危急が救われたとか、不平が癒されたとか何かの必要、何かの原因によって、随時廃止されるもので、決して永久的な持続性をもつものではない。代表者たちはその立法したものに対する人々の批准によって確実な法律になることを信賴しているのであった。この議会はイギリス国王およびイギリス国民に、その植民地に送る嫌忌な諸法律を撤回するように訴えるためのものであり、従って、もしも母国政府がそれを許したら、この議会が適当に解散されるのであった。全体的に見てその統一行動の必要が母国から独立しようとする観念まで進んでいなかった<sup>(26)</sup>。」要するに第一回大陸会議は「耐えがたい法」に対するアメリカ国民の反イギリス運動であったというべきである。

ここで注目すべきことは、第一回大陸会議の代表者56 (55?) 名中、商人はわずか11名であった。しかも法律家が農業利益代表と同様多数を占めていたことである。

サウス・カロライナ (South Carolina) の非国教徒の指導者、D・ラムゼー (D. Ramsay) が1789年に発表したところによれば「アメリカ独立革命以前のイギリス植民地の住民は、一般に、イギリスに対して忠誠心を抱いていた。300万ものそうした臣民がすべての古い結びつきを断ち切り、全員が合意して新しい結びつきを採ることは、常識では考えられないことであった」というのである。このような考え方があったことを考えてみると、第一回大陸会議の開催は明らかにアメリカ植民地が独立を目的としたものではなかったといえる<sup>(27)</sup>。

アメリカ植民地の一般の空気も、けしてイギリスから独立しようという気運でなかったといえる。しかし、そこで見逃してはならないことは、当時すでに地方の通信連絡委員会 (Committee of Correspondence) の組織が全植民地にはりめぐらされていた。その組織網は、革命的な組織としてすでに完成していた。要するにアメリカ植民地の空気とは異なる組織が革命政府の母体として完成していたことになる<sup>(28)</sup>。

ここに、アメリカ革命が、ただ単にアメリカ植民地がイギリスに対しての独立運動という意味だけではないということが、いえる理由が存在する。要するに独立戦争を伴うアメリカ革命というのは社会革命的側面があるということである。すなわち社会組織の一大変革を意味しているのである。アメリカ革命というのはアメリカ植民地は自由主義的思想が、かなり発達していた。その国民の政治思想をイギリスは無視していた点がある、それを抗議したということにつきる<sup>(29)</sup>。

ここで注意をする必要があることは、通信連絡委員は、いわゆる当時の自由主義的思想をもった指導者であった。かれらを革命分子と呼んでもよいと思う。かれらの思想は急進的な人

もいれば、保守的な人もいた。共に革命分子である。ここでいう保守派というのは、けっして反革命分子ではない。反革命分子の王党派と区別する必要があることは当然である<sup>(30)</sup>。

第一回大陸会議の出席者である、各アメリカ植民地の代表者は、全て革命分子というわけではなかった。かれらの思想を大きく分けると、すでにふれたように三分の一は王党派、他の三分の一は穏健派の人々であった、残りの三分の一の人々が急進派であった。穏健派と急進派の両派の思想の相違が非常に重要である。その点を少しみてみると、急進派も穏健派も、会議のなかでつねに対立していたわけではない。最初の対立は表決の方法であった。大植民地と小植民地の対立があった。結局各植民地平等に一票ということになった。「急進派として目立ったのはマサチューセッツの代表、とくにサミュエル・アダムズとジョン・アダムズの二人、ヴァージニアのリチャード、ヘンリー・リーとパトリック・ヘンリー、サウスカロライナのクリストファー・ガズデンらであり、一方ニューヨークのジェイムズ・デュエイン、アイザーク・ロウ、ペンシルヴァニアのジョセフ・ギャロウェイ、ジョン・ディキンソンは穏健派として目立った。急進派は植民地の権利の主張、本国議会の権利の否、闘争の手段の議論においてより急進的であり、穏健派はそれらについて比較的穏やかな態度をとった。」「ニューヨーク、ペンシルヴァニア等の中部植民地は保守派（急進派以外の人々）の勢力が強く、マサチューセッツ等の急進派に対抗した。」このような、思想的な対立をしている中で、激論をたたかわしながら、急進派は自己のペースに引き込んでゆくのである。「急進派は先ずマサチューセッツ植民地のサホーク郡協議会の採択した決議を支持せしめることに成功した。このいわゆるサホーク決議は、マサチューセッツ統治法による新政府は非立憲であり、この政府の任命した官吏を認めず、税金は革命機関に徴収せらるべきこと等を主張した極めて急進的なものであった。これに対し、保守派（急進派以外の人々）はペンシル

ヴァニア代表のギャロウェイによる一案を提案してこれに対抗した。ギャロウェイ案は、大体においてオルバニー案に類似したもので、英本国の下に植民地連合政府を樹立せしとするものであった。」このように保守派（急進派以外の人々）対急進派の対立があったが、結局は急進派の勢力で押し切られてゆくのである。その結果が、いわゆる「宣言と決議」という形で実を結んだのである<sup>(31)</sup>。

今みてきたように、第一回大陸会議の内部にも思想的な対立があったが、アメリカ植民地内部にも対立があった。「西部農業地方の住民は久しく政治的社会的屈従の地位に立ってきたために彼らの間に東部の社会の貴族的支配階級に対する不満、社会の改善の希望は、次第に強まっていたのである。」このように各植民地の事情から、イギリスに対する態度は一様ではない。その理由は当然のように考えうる<sup>(32)</sup>。

第一回大陸会議の内外の対立の中で進行してゆくのであるが、つぎのような三点の方策が決定された。

第一点、「品位をたもちつつ、しかも鋭い語句で書かれた一連の決議の採決であった。全体会議は、その決議の中で、植民地人の権利、自由、および免除特権を述べ、かれらから見て、これらの権利、自由、および免除特権を侵害したと思われるイギリス政府の諸政策を指摘列举した。この決議は、植民地人が何を権利として要求し、何に対して抗議していたかの点については、何らの疑いをものこさぬよう、すこぶる明確に会議の出席者によって起草されていた。かれらは、これらの決議において、1765年の印紙税法反対会議でなされた要求ないし要望をくりかえすとともに、さらにこれらを拡充し発展させたのであった<sup>(33)</sup>。」

第二点、「大陸会議は、イギリスに対して抗争するマサチューセッツを支持することを約するとともに、ジョージ三世にあてた上奏文と、イギリス本国の人々ならびに英領アメリカの住民に対する声明を起草し、アメリカの不满、苦悩を丁重な表現方法をもって述べ、アメリカ人の

権利の回復を求めた。以上の諸決議、上奏、声明は、しかし言論戦の域を出なかった。しっかりした、しかしおだやかな、また明確な、言論ではあったが、要するに、たんなる言葉であり文書であるに過ぎなかった<sup>(34)</sup>。」

第三点、「たんなる言論戦を越えて、行動の域に突入するものであった。それは、抗議の受諾が得られるまでは植民地へのイギリス商品の輸入を停止し、かつボイコットの励行を地方の『保安、検察委員会』の手にゆだねるという決議であった。ボイコットは、言うまでもなく、それ自体がイギリス法令の侵犯であった。しかし、この決議はまさにイギリス法の侵犯のみにとどまるものでなかった。それは攻勢的であった。すなわち、ボイコット委員会をすべての地方自治体につくすることを規定することによって、イギリス商品の購入を阻止するとともに、また、商品を購入するかいなかによって、イギリスに忠誠な人間とアメリカの目的に忠誠な人間とを見わけの機関を創設することになったのであった。言論戦の場合、それは蒸し返され、果てしのない詮索も勝手であったが、ボイコットを支持するか、またはそれに反対してあえてイギリスの商品を買うか〔という現実の行動の問題となると〕植民地人の一人一人は、はっきりとそのいずれかでしかあり得なかった。要するに、かれは、〔アメリカの〕愛国者でなければ、親英主義者でしかあり得なかった！<sup>(35)</sup>」

このような、第一回大陸会議の方策は代表者の意見の一致をみていたものであった。

すでに述べたように、第一回大陸会議における代表者のなかには、商人階級の利害を代表するものは、わずかに56（55？）名中11名しかいなかった。その他の代表者は法律家と農業階級（農業従事者）の利害を代表する人が、ほとんどであった。そこで、その代表者の政治的立場は、前者の商人階級の人達は保守的であった、後者の法律家と農業階級（農業従事者）の代表者は急進的であったといわれている。地方的に取り上げてみると、あながち一律ではなかった。その事情は、当時のアメリカ植民地は交通事情

がきわめて悪かった。したがって、各々、別個の社会を形成していたのである。そのような事情から、東部の代表者の政治思想と、西部の政治思想とは対立する程の相違があった<sup>(36)</sup>。

東部と西部の事情を今少しみてみよう。「東部はさらに南北の二地方に大別されていた。すなわち北方には北部および中部植民地の沿海地方があった。この地方の支配階級は貿易を業とする商人であり、住民の多数をなす小商工業者と農民は、より民主的傾向をもちながら、従来比較的保守的なこれらの指導者の下に服してきた。南方（メリーランドよりジョージアにいたる）の低地地方には南部植民地の特色である大農園制度を社会組織の根底とする一大地方があった。その支配階級は年来貴族的な大農園主の階級であり、これに対立して次第に中産階級の台頭の気運が見えていた。そしてこのような東部に対して西部一帯の地方は、いわゆる辺境に近い新移住の地方であり、各人が自分の土地を耕す独立自主の農民の社会であった。西部農業地方の住民は久しく政治的社会的に屈従の地位に立ってきたために彼らの間には東部の社会の貴族的支配階級に対する不満、社会の改善の希望は、次第に強まっていたのである<sup>(37)</sup>」。

このようにアメリカ植民地のなかでも、地方的な政治思想の相違があった。その思想的対立が、そのまま第一回大陸会議の代表者のなかに持ちこまれたとみてよからう。代表者の選出は「ニューハンプシャーからサウスカロライナにいたる12の大陸植民地で、革命的な会議や委員会によって選出された。その非合法的な選挙を阻止しようという極端な保守派（これをいまわれわれはトーリー派と呼んでもいいであろう）の努力は、実を結ばなかった。大陸はいまや団結した行動をとらなければならないという点で、意見が一致したようにみえた。会議には、よく知られている急進的指導者のほかに、サウスカロライナのラトレッジ兄弟、ペンシルヴェニアのジョゼフ・ギャロウェイ、ニューヨークのジョン・ジュイのような保守的なホイッグ派も参加していた。ヴァージニアのペイトン・ラン

ドフルが会議の議長に選ばれた<sup>(38)</sup>。」

前述のように、かなり革命的な組織によって選出されてきた、代表者達は白熱した議論をかさねていった。保守派（急進派以外の人々）対急進派の対立があったが、しだいに急進派の勢力がましていった。要するに急進派の人々が主導権を握って、会議が進められていったのである。その統一見解として、まとめ上げられたのが、いわゆる「宣言と決議」である。この文書は、けっして急進派の人々のみの思想ではなく、やはり、保守派（急進派以外の人々）と急進派の妥協の産物であるという見方が正しい<sup>(39)</sup>。

この「宣言と決議」はアメリカ植民地の自由と権利を考察する上で主要な文献である。すなわち、「イギリス法を無視して、本国との通商断絶、事実上の実力行使の方向にすすむことになった。この『宣言および決議』こそは、両派の妥協の所産であるとはいえ、植民地人がイギリス政府に反抗するにさいして、植民地人の憲法的権利あるいは自由の侵害という立場が、その見解を明らかにしたものとして重要である<sup>(40)</sup>。

我々はすでに取り上げた、ボストン港閉鎖法をはじめ合計五つのイギリス議会法に対する反抗として、つぎのように宣言したのである。

「北アメリカにおける英領植民地の住民は自然の不変なる諸法及び英国憲法の諸原則並びに数多の特許状あるいは契約に従って、次の如き諸権利を享有するものである。

決議一 植民地の住民は、生命、自由及び財産の諸権利を享有している。そして彼等は自己の同意なく、そのいずれを処理する権利も、これをいかなる外国的権力にも、いまだ譲渡したことはない。

決議二 これらの植民地に最初に移住したわれわれの祖先達は、その母国からの移住の時に、イギリス王国内における自由にしてかつ生えぬきの臣民としてのすべての権利及び自由並びに特権を享受していたのである。

決議三 かかる移住により、彼等は決してこれらの権利のいかなる部分をも喪失し、あるい

は譲渡し、あるいは失ったものではなく、しかも、かかる権利の行使並びに享有の権利を彼等が有し、また彼等の子孫に与えられているものである。

決議四 英国人の自由並びにすべての自由なる政府の基礎は、人民をして彼等の立法議会に参与せしめる権利に存する。而して、英国の植民地人は〔英国国会に〕代表せしめられず、また彼等の地方的な状況並びに他の事情から英国国会に適当に代表され得ないのであるから、彼等はそれぞれの植民地や議会において自由にして独占的な立法権を与えられている。……植民地人の同意なくしてアメリカにおける英国臣民からの収入を増加するために国内税及び関税を課するというあらゆる考えを排除するものである。

決議五 それぞれの植民地は英国の普通法上の権利を享受し、そしてとくに該普通法の手続きに従って、近隣の同等者によって裁判される偉大にしてかつ評価し難い特権（陪審制のこと）を享受するものである。

決議六 彼等は、その植民の時に存在していた、英国の制定法の利益を享受するのである。これらの制定法は経験により、彼等の地方的その他の状況にそれぞれ適応し得べきものと認めて来たところのものである。

決議七 これらの国王陛下の植民地は、国王の特許状により許容され、確認され、あるいは彼等の幾多の植民地の法律の條項によって獲得された、すべての特権をも與えられている。

決議八 彼等は静穏に集会し、その苦情を考慮し、また国王に請願する権利を有する。そしてこれらに対するすべての訴追、禁止的な宣言及び措置は不法である。

決議九 平時において、これらの植民地に常備軍を駐屯せしめることは、その軍隊を駐屯せしめんとする植民地の議会の同意なくしては違法である。

決議十 …… 国王により任命され、罪過なき限り在任する参議会が諸植民地の立法権を行使することは、アメリカの立法の自由にとり憲

法違反であり、危険であり、且つ破壊的なものである。

前記の代表者はすべての各権利を、自分自身のために、選んだ選挙民のために、彼等の議論の餘地なき明らかなる権利および自由として要求する<sup>(41)</sup>。」

このような決議を採択して1774年10月に閉会した。この閉会に先立って、アメリカ植民地の状況が必要とするときは、1775年5月に第二回大陸会議を開催することを決定した。

ちなみに、イギリスは、第一回大陸会議の「宣言と決議」に対して、多少の譲歩を示した。イギリスはどの植民地に対しても課税しない。しかし、条件がある。その条件というのは植民地がイギリスの防衛を分担せよ、また、その地域の官吏の俸給を負担せよということであった。さらには、譲歩を条件に国王の方針である、イギリス法をあくまでアメリカ植民地におしつけようというのである。次の機会に取り上げたいと思っている、1775年4月19日の一発の銃声はイギリスの条件を拒否したとみるべきであろう<sup>(42)</sup>。

#### 4 むすび

第一回大陸会議の開催の直接の動機は、いわゆる「耐えがたい法」に対して、どのように対処すべきかということとを討議した。「耐えがたい法」というのは、ボストン港閉鎖法、マサチューセッツ統治法、マサチューセッツ裁判法、ケベック法、屯営法の五つの法律である。この五つの法律の施行が動機となって、アメリカ植民地のイギリスに対する態度をどのように決めようかということである。その第一点目が、アメリカ植民地に対するイギリスの権威をどの程度認めるかということである。第二点目が、「耐えがたい法」に対して、どのような反撃を加えるべきかということであった。

第一回大陸会議はアメリカ植民地の人々が一致して行動をおこしたということに大きな意味がある。このように、アメリカ植民地人が統一行動に出た背景には理由がある。その点はすで

に他の機会にすでにふれたが、イギリスが7年戦争の戦費、その他での財政的な困難を開闢するために、アメリカ植民地に財政上の負担を強要したことがあった。これが遠因である。それに加えて、いわゆる「耐えがたい法」という五つの法の制定施行である、これが近因である。

アメリカ植民地人からすれば、自分達の六代前の先祖が、アメリカの大地に根をおろしたのだという気持ちがある。当時、すでに、イギリス人とアメリカ植民地人とは異民族であると考えてもよいと思う。

アメリカ植民地人が、そんな異民族の人々と思っている人々の代表者が制定した法律になぜ従う必要があるかという気持ちになるのは当然である。そんな気持ちが、第一回大陸会議の実現をみるのである。この第一回大陸会議の性格を知るために、この会議の出席者の顔ぶれを見る必要がある。第一回大陸会議の出席者は全部で56 (55?) 名であった。その内40名が代議員の経歴があり、40名のほとんど全員が地方通信連絡委員会の委員であった。その事実も非常に重要である<sup>(43)</sup>。

通信連絡委員会とは、いわば、革命組織であった。そのメンバーが第一回大陸会議での大半のメンバーになっているということは、社会革命的な要素を含む「独立革命」へと突入してゆく必然的な理由がうかがえる。

第一回大陸会議では、結局、「宣言と決議」を採択した。この内容は、すでにみてきたように、イギリス法を無視して、イギリスとの通商の断絶して、事実上の実力行使に出たのである。この「宣言と決議」は、かつて印紙税法 (Stamp Act) の騒動のときにアメリカ植民地人の出方とは異なっていた。「宣言と決議」では課税権と立法権と両者を否定した。しかし、以前の印紙税法の時はイギリス議会の制定法での課税権のみを否定した。要するに、アメリカ植民地ではイギリス議会の権威が全く通用しなくなったということである<sup>(44)</sup>。以上、みてきたように、第一回大陸会議において、アメリカは「独立」に一歩近づいたことはまちがいない。

## 参考文献

- (1) 池田敬正 坂本龍馬 (昭和51年 中央公論社) 31頁。「龍馬は、その翌年1854年 (嘉永7) 6月、最初の江戸遊学から高知に帰ってきた。それから2年ほど、彼は高知にあったが、その時期に、龍馬は画家の河田小龍を訪ねる。  
この龍を好んで画いた狩野派の画家河田小龍は、当時土佐では随一の新知識であった。小龍は長崎にあったこともあり、それにそのころアメリカから帰ったばかりの中浜万次郎からも、いろいろと新しい海外の様子を聞いていた。1841 (天保12) 年正月、鯨漁に出たまま漂流し、アメリカの捕鯨船に助けられた土佐国幡多郡中浜村の漁師万次郎は、その後ながらくアメリカに滞在し、そこで学校教育も受け、また捕鯨や鉱山の仕事にもたずさわっていた。その万次郎が、1852 (嘉永5) 年7月郷里に帰ってきたのである。翌年幕府に仕え、その英語の知識が認められて、外交文書を翻訳する仕事につくが、河田小龍は、この万次郎から海外事情を細大もらさず聞いて、それを『漂異紀略』という著書にまとめている。」
- (2) 井田輝敏 近代国家と立憲思想 (1976年 酒井書店) 19頁。「政府は『国憲起草の勅令』 (明治9年9月7日) にもとづき、元老院をして憲法草案の作成に着手せしめる。こうして、わずか一カ月後、元老院議員から任命された国憲取調委員らが、米人フルベッキ、仏人ジュ・ブスケなど元老院雇の協力のもとに第一次国憲草案を作成し、これを太政官に提出する運びとなる。」  
有賀 貞 アメリカ革命 (1988年 東京大学出版会) 1頁。「日本においても、幕末、維新当時、独立の保持に危機感を抱いた人々は、独立を達成したアメリカ人の果敢な戦いを日本のための模範とみなした。明治初期の啓蒙思想家は自由で平等な市民の国アメリカの建国と発展に感銘を受け、自由民権運動の闘士たちはアメリカ人の自由のための闘争と思想によって鼓舞された。多くの日本人がアメリカ革命に自らの政治活動にとって有意義なものを見出し、この革命を身近なものに感じた時代があったのである。」
- (3) 橋本公亘 憲法 [改訂版] (1978年 青林書院新社) 16—20頁。  
上野裕久 序論一大日本帝国憲法から日本国憲法へ [上野裕久編 新訂 現代日本の憲法] (1990年 法律文化社) 6頁。「マッカーサーは部下に命じて、米国・英国・ワイマール憲法及び憲法研究会案を参考にした草案を政府に手交し、政府は若干手直しして憲法改正草案要綱として発表」
- (4) 有賀 貞 前掲書 (アメリカ革命) 6頁。「植民地人の抵抗運動がいつ『革命』と呼ぶべき段階に達したかについて種々の考え方があるが、第一回大陸会議が開かれた1774年秋以降とみるのが適当であると思う。」
- (5) M. D. Peterson, Adams and Jefferson 1—27 (ed. 1976).  
C. D. Bowen, John Adams and the American Revolution 520—530 (ed. 1950).  
斉藤 真 独立革命 アメリカを知る事典 (1991年 平凡社) 313頁。  
高木八尺 米国政治史序説 (昭和46年 評論社) 178—180頁。
- (6) “C. D. Bowen, Id. 443—445.”  
今津 晃 アメリカ大陸の明暗 (昭和49年 河出書房新社) 154頁。「1774年9月、フィラデルフィアで第一回大陸会議を開いて善後策を講じた。12の植民地から集まった55 (56?) 名のうち、40名で代議員の経歴をもち、40名のほとんどすべてが地方通信委員会だったということは、この会議がなみなみならぬ意図をもった会議だったことを示している。」
- (7) “C. D. Bowen, Id. 523.”  
藤原守胤 アメリカ建国史論 (昭和38年 有斐閣) 下巻の部206—207頁。「1774年の夏二回も領地協議会を開催せるジョージアが何故に独り代表者を送り得なかったか。本領地は間もなく独立を宣言せる十三植民地中最後に設立され、本国の保護に依存すること最も多く、財政的にも唯独り国会の補助金を毎年受けつつあった。人口も少く、他領地と最も隔絶せる上に、その開拓線地帯には反覆常なき有力な土人種族が蟠踞してゐた。南には英国軍隊によってよく守備されたフロリダを

控へた。英国海軍による攻撃も容易であった。かかる事情からジョージアでは当初勤王派極めて優勢にして、革命運動の急速な展開は最も困難であった。」

- (8) “C. D. Bowen Id. 470—488”.

有賀 貞 前掲書 (アメリカ革命) 95頁。

- (9) 斉藤 眞 アメリカ革命史研究 (1992年 東京大学出版会) 118頁。

酒井吉栄 アメリカ憲法成立史研究 第一巻 (昭和40年 評論社) 28頁。「各植民地がとった最初の決定的な段階は、大陸会議Continental Congressに代表者を指名することであった。しかし、注意をしなければならないことは、これらの代表者たちは、現存する植民地体制にかんする法律をほとんど知らない一団であった。彼らは(1)政府の承認によるもの、(2)政府の承認によらない植民地の会議によるもの、(3)自分たちで構成した会議で指名されたもの、および(4)国会によって不規則な方法で指名をやられた者などで構成されていた。」

拙稿 アメリカ革命の遠因 中部大学 経営情報学部論集 第6巻 第1号 1991年

- (10) “C. D. Bowen, supra note 5, at 483—485”

斉藤 敏 アメリカの憲法と政治 (昭和49年 理想社) 49—50頁。

関 誠一 アメリカ革命と司法審査制の成立 (1970年 ぺりかん社) 91頁。「第一回大陸会議Continental Congressがジョージアを除く12の植民地の代表者56名によって1774年9月5日にフィラデルフィアにおいて開かれ、『宣言ならびに決議』Declaration and Resolves of the Continental Congress, October 17, 1774が採択され、対イギリス抗争の気運は一段と盛りあがってくる。この『宣言ならびに決議』の採択にあたっては急進派と保守派の対立がみられたが、急進派と保守派の妥協の末に満場一致の可決をみるにいった。」

- (11) 今津 晃 アメリカ独立革命 (昭和49年 至誠堂) 127頁。「ジョン・アダムスによれば代表の三分の一は王党派、他の三分の一は愛国派、残り<sup>ロイヤリスト</sup>は中間的な人びとであった。たとえこのわけ方が、ゆきすぎであったとしても、イギリスへの同調者

が無視できない勢力をもっていたことはまちがいない。ちなみに、大陸会議がイギリスとの和解のためのものだと考えた人びとは自分自身を『穏健派』と呼び、反対派を『暴力的な連中』と呼んだが、ペイトリアやロイヤリストという名称が一般化したのもこのころであった。ともあれ、王党派ないし穏健派と急進的グループとの対立は当然この会議で予想された。」

A. MAurois, The Miracle of America (ed.1944) .

鈴木福一他訳 アメリカ史上巻 (昭和24年 近代文化社) 180頁。

- (12) “C. D. Bowen, supra note 5, at 425”

C. A. Beard & M. R. Beard, The Beard's New Basic History of The United States 104—105.

松本重治他訳 新版アメリカ合衆国史 (昭和44年 岩波書店) 105—106頁。

関 誠一 前掲書 89頁。

拙稿 前掲論文 (アメリカ革命の遠因) 「東インド会社がイギリスにストック (stock) していた1700万ポンドの茶の一部をアメリカ植民地に直売することを特許した。」

- (13) “C. A. Beard & M. R. Beard, Id. 104—105.” (訳書105頁)

拙稿 前掲論文 (アメリカ革命の遠因) 「茶の関税なしでよいと考えて許したとすると、つぎはブドウ酒、その他のものも、次々と関税なしとなる。もっと考えを押し進めて、アメリカ植民地人のビジネスは東インド会社のようなイギリスの会社の支配をうけることとなると考えた。この思想はイギリスの議会が一会社にアメリカ植民地貿易の一分野を独占させた点で、アメリカの政治的自由が、イギリスに侵害されていると考えてのことである。」

- (14) 関 誠一 前掲書 89頁。

- (15) 関 誠一 前掲書 89—90頁。

- (16) 関 誠一 前掲書 90頁。

拙稿 アメリカ革命と憲法思想 経営情報学部論集 第6巻2号 1992年

- (17) “C. A. Beard & M. R. Beard, supra note 12, at 103” (訳書103頁)

拙稿 前掲論文 (アメリカ革命と憲法思想)

- (18) "Id. 97—120" (訳書108頁)  
関 誠一 前掲書 90頁。
- (19) 拙稿 前掲論文 (アメリカ革命と憲法思想)
- (20) S. E. Morison, *The Oxford History of The American People* (ed. 1965) 西川正身翻訳監修  
アメリカの歴史 I (1983年 集英社) 275頁。  
関 誠一 前掲書 90頁。  
拙稿 前掲論文 (アメリカ革命と憲法思想)
- (21) 関 誠一 前掲書 90頁。
- (22) 関 誠一 前掲書 90—91頁。
- (23) C. A. Beard & M. R. Beard, *supra* note 12, at 107—108" (訳書109頁)  
「同議会はその対英強硬態度の証拠として、同年9月1日に予定されていた上述の大陸会議に出席すべき代表の任命をも発表した。かかるマサチューセッツの行動に歩調をあわせて、他の諸植民地もそれぞれの代表を選び、やがて9月5日、第一回大陸会議はフィラデルフィアに開催されるにいたった。」
- (24) "Id. at" (訳書109頁)  
藤原守胤 前掲書 206—107頁。
- (25) 齊藤 敏 前掲書 50頁。
- (26) 藤原守胤 前掲書 206頁。
- (27) Ralph Ketcham, *From Colony to Country*  
佳知晃子・訳監訳 アメリカ建国の思想 (昭和51年 時事通信社) 99頁。「サウスカロライナの非国教徒の指導者、デーヴィッド・ラムゼーは、カレッジ・オブ・ニュージャージーの出身 (1765年卒) で、熱心な愛国者であった。」
- (28) 中屋健一 第一回大陸会議の宣言及び決議 (原典アメリカ史 第二巻 1970年 岩波書店) 118—119頁。  
拙稿 前掲論文 (アメリカ革命と憲法思想)
- (29) 高木八尺 米国政治史序説 (昭和46年 評論社) 189頁。
- (30) 中屋健一 前掲書 (原典アメリカ史 第二巻) 119頁。
- (31) 中屋健一 前掲書 (原典アメリカ史 第二巻) 118—119頁。「第一回大陸会議の宣言及び決議を理解するためには、この会議の各植民地代表が、いわゆる急進派と保守派に分かれ対立していた事実を知ることが先決問題である。」
- 有賀 貞 前掲書 (アメリカ革命) 92—93頁。
- (32) 高木八尺 前掲書 190頁。「一面において彼らは植民地社会内の現状維持の希望者であり、その意味において保守主義者である。ところが本国の無思慮な強圧的政策の遂行はただ貿易業者に打撃を与えただけでなく、ひいては小商人ならびに一般消費者の苦痛を起こさせるにいたり、大商人階級の抗義は一般住民の支持をえることによって到底抑圧し難い反抗の勢力となったのである。」
- (33) "C. A. Beard & M. R. Beard, *supra* note 13, at 107—109" (訳書109—110頁)
- (34) "Ibid"
- (35) "Ibid"
- (36) 中屋健一 前掲書 (原典アメリカ史 第二巻) 119頁。  
高木八尺 前掲書 189—190頁。
- (37) 中屋健一 前掲書 (原典アメリカ史 第二巻) 119頁。  
高木八尺 前掲書 190頁。
- (38) "S. E. Morison, *supra* note 20." (訳書268頁。)
- (39) "Ibid" 西川正身翻訳監修 前掲書269頁。「会議はむずかしい仕事に直面した。アメリカは全体として独立を望んではいなかった。妥協の道はすべて開いておかねばならなかった。」  
中屋健一 前掲書 (原典アメリカ史 第二巻) 120頁。
- (40) 中屋健一責任編集 新大陸と太平洋 世界の歴史11巻 (昭和46年 中央公論社) 76頁。「大体において印紙法会議の決議以来、植民地人がくりかえして主張してきたものなのである。」
- (41) 中屋健一 前掲書 (原典アメリカ史 第二巻) 122—123頁。
- (42) "C. A. Beard & M. R. Beard, *supra* note 12 at 107—108" (訳書109頁。)
- (43) 今津 晃 前掲書 (アメリカ大陸の明暗) 154—155頁。
- (44) 今津 晃 前掲書 (アメリカ大陸の明暗) 155頁。